

## 運輸分野における水素・燃料電池等の利活用の拡大を目指した技術検討会 規約

### (名称)

第1条 本会は、運輸分野における水素・燃料電池等の利活用の拡大を目指した技術検討会（以下「検討会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 我が国におけるCO<sub>2</sub>排出量の約2割を占める運輸分野において、まずは、燃料電池トラック・バス、港湾荷役機械、燃料電池フォークリフトや小型船舶、鉄道車両、航空機などの輸送機材への水素タンク等の更なる利活用の拡大、利便性の向上等を目指して、官民が連携して所要の情報共有を図りつつ、ソフト面・ハード面における技術的な課題等を整理していくとともに、行政関係部局及び関係団体等が参画し、多様な輸送機材への水素タンク等の更なる導入に向けた解決策等を検討するための官民プラットフォームとして、本検討会を開催する。

### (検討事項)

第3条 検討会では、主に運輸分野における次に掲げる項目について検討を行う。ただし、必要があるときには、追加することができる。

- (1) 水素・燃料電池等の利活用に係る制度面、インフラ面等での課題の整理
- (2) 水素・燃料電池等の多様な輸送機材等への設置・搭載に係る技術的課題の整理
- (3) 非常時のバックアップ・貯蔵電源としての水素・燃料電池の活用可能性
- (4) 水素タンク等の規格の標準化
- (5) 再エネ余剰電力のP to G (Power to Gas) による水素タンクでの貯蔵や利活用の可能性
- (6) 各種行政手続きのマニュアル化
- (7) その他第2条の目的を達成するために必要な事項

### (構成員)

第4条 検討会は、以下の構成員により組織する。ただし、必要があるときには、追加することができる。

水素バリューチェーン推進協議会

- (一社) 日本鉄道車両機械技術協会
- (公財) 鉄道総合技術研究所
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本船用工業会
- (一社) 港湾荷役機械システム協会

(国土交通省)

大臣官房	技術総括審議官
総合政策局	物流政策課長
総合政策局	技術政策課長
鉄道局	技術企画課長
自動車局	安全・環境基準課長
海事局	海洋・環境政策課長
港湾局	海洋・環境課 港湾環境政策室長
航空局	航空ネットワーク部空港技術課長

(他省庁)

経済産業省	産業保安グループ 高圧ガス保安室長
資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課長

その他検討会が必要と認める者

(座長)

第5条 検討会の座長は、技術総括審議官とする。

2 座長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(検討会の運営)

第6条 検討会の議長は、座長が務める。

2 座長は必要に応じ、第4条に定める者以外の者の出席を求めることができる。

3 検討会は原則、非公開とする。

4 検討会における事務局の資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、特に必要と認められる場合は、資料及び議事要旨の全部又は一部を非公表とすることができる。また、構成員（事業者団体等）から提出された資料については、当該構成員が認める場合を除き、原則として非公表とする。

(秘密を守る義務)

第7条 第4条に定める構成員及び第6条第2項に基づき出席した者は、第3条の検討を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(検討会の事務局)

第8条 検討会の事務局は、国土交通省総合政策局技術政策課が務める。

附則

1 この規約は、令和3年10月29日から施行する。